

大阪マラソン開催に係る企画調整・大会運営等 業務委託事業者募集要項(令和3年度から令 和5年度まで)

令和3年2月

大阪マラソン組織委員会

1 趣旨

大阪マラソンは、2011年に初心者でも参加しやすいよう制限時間を7時間に設定し、3万人のランナーが参加する大規模市民マラソンとして始まった。

今や、3万人を超えるランナーが大阪の名所を駆け抜け、沿道では130万人もの方々が声援を送り、これを支える1万人のボランティアが一体となった一大スポーツイベントに成長し、マラソン大会の枠を超えた大阪を挙げての新しい「お祭り」として定着した。

昨年の大会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となったが、昨年12月開催の大阪マラソン組織委員会において、次回大会（令和3年度開催）より、びわ湖毎日マラソンとの統合を前提に具体的協議を進めることとし、併せて、開催時期については、2月最終日曜日に変更することを決定した。

オリンピック等の国際大会において日本代表選考レースに位置づけられているびわ湖毎日マラソンとの統合により、世界から注目される大会となるとともに、開催時期の変更により、国内外からより多くのトップアスリートの参加が見込まれる。これまで以上に大阪マラソンのポテンシャルが向上することで、都市型市民マラソンに競技性が加わった新たな大阪マラソンとして、国内外に大阪の都市魅力をさらに発信していく。

また、令和4年度及び令和5年度に開催する大阪マラソンについては、統合後のポテンシャルを持続させるとともに、大阪マラソンが有している市民マラソンとしての機能（制限時間、参加定員、盛上げ施策等）は、これまでどおりとし、大阪マラソンが持つ個性と独自性を発揮する大会とする（大会規模等は令和3年度と同様）。

これら令和3年度から令和5年度までの大阪マラソン開催に係る企画調整・大会運営等を行う事業者を公募するものである。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を踏まえ、今後、大会の開催にあたっては、沿道観衆を含む全ての方々の安全、安心を確保することを最優先とし、大会規模の縮小や開催を中止する場合がある。

本事業は、「令和3年度大阪府及び大阪市の予算の成立」を前提に実施される停止条件付き事業であり、大阪府及び大阪市の予算が成立しない場合は、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない。

なお、令和4年度及び令和5年度についても同様とする。

2 発注者

大阪マラソン組織委員会

3 履行場所

大阪マラソン組織委員会の指定する場所

4 委託業務名称及び委託期間

(1) 令和3年度大阪マラソン開催に係る企画調整・大会運営等業務

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）まで

(2) 令和4年度大阪マラソン開催に係る企画調整・大会運営等業務

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで

(3) 令和5年度大阪マラソン開催に係る企画調整・大会運営等業務

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

※ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの契約及び令和5年4月1日から令和6年3月31日までの契約についても、当該受託事業者と締結する予定である。ただし、当該受託事業者の責に帰さない場合を除き、上記期間の契約内容について、履行遅滞がある場合又は契約内容の全部もしくは一部の不履行がある場

合には、それぞれの期間に引き続き委託契約を締結しないことがある。

5 委託業務内容

別紙「仕様書」参照

6 事業規模及び応募金額

各年度とも事業規模は、昨年11月に開催予定であった第10回大阪マラソン(中止)と同程度(ランナー定員:35,000人、ボランティア10,000人、沿道観衆133万人等)とし、金1,632,000,000円(消費税・地方消費税額を含む)を基準に企画提案書【様式2】及び応募金額提案書【様式4】を作成すること。

<参考:第10回大阪マラソン>

(1) 収入内訳

- ①協賛金収入(VIK含む):金799,000,000円
- ②参加料収入:金538,000,000円 ※提案の際に変更しないこと。
- ③行政負担金:金180,000,000円 ※上限に提案すること
- ④その他収入(EXPO等販売収入):金115,000,000円

(2) 支出内訳

- ①大会運営費:金854,000,000円
- ②安全対策費:金257,000,000円
- ③広報・イベント経費:金363,000,000円
- ④エントリー・記録関係費:金107,000,000円
- ⑤その他経費:金51,000,000円

※ 公募時点では、びわ湖毎日マラソンとの統合に伴う事業規模が確定していないため、応募金額提案書【様式4】から除くものとするが、仕様が決まり次第事業規模を変更するものとする。

また、各年度とも社会経済情勢の変化等により、事業規模、仕様内容を見直す場合がある。

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、大会規模の縮小又は開催を中止する場合がある。

7 スケジュール(募集開始から契約締結に至るまでの流れ)

令和3年2月1日(月)	募集開始日(募集要項等配付)
2月5日(金)	説明会の開催
2月1日(月)~2月10日(水)	質問書の受付
3月9日(火)~3月10日(水)	応募書類受付
3月中旬	選定委員会(プレゼンテーション審査)
3月下旬頃	契約の締結
4月1日(木)	事業開始

8 企画提案書に盛り込む提案の内容

企画提案の際は、本件公募要項及び仕様書の内容についても十分理解の上参加すること。なお、びわ湖毎日マラソンとの統合に伴う事業内容が確定していないため提案書に盛り込む必要はないものとする。

- (1) 「1 趣旨」を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの大会は、以下に記載している重点的な取組みを具体化する企画・方策を、年度ごとに提案すること

と（スケジュール及び概算事業費の積算含む）。なお、大阪マラソンが有している市民マラソンとしての機能（制限時間、参加定員、盛上げ施策等）は、これまでどおりとする。

＜重点的な取組み＞

- ① 大阪の都市魅力を国内外へ発信する取組み
 - ア 10回目の開催を記念する取組み
 - イ 2025大阪・関西万博と連携（機運醸成等）した取組み
- ② 国内外から大阪を訪れる方々に対して、「大阪の魅力（文化芸術、観光等）」を感じられる独自の取組み
- ③ チャリティマラソンのあり方及び具体的取組み
- ④ 大阪マラソンを通じて、府民・市民のスポーツ参画が促進される取組み
- ⑤ 大阪マラソンに関わる全ての人にとって、安全・安心な大会となる取組み

(2) 上記(1)における提案内容を踏まえた令和3年度大阪マラソン開催に係る各種実施詳細計画（以下①～⑬）の策定にあたっての考え方及び具体的方策を記載すること。

- ① 総務・式典等計画
 - ② 広報・告知計画（海外向け、年間を通じた情報発信、大阪の文化芸術・アーティスト等との連携を含む）
 - ③ 大会運営計画（ランナー等へのサービス向上を含む）
 - ④ 競技運営計画
 - ⑤ 医事・救護・感染症対策計画
 - ⑥ 沿道対策に関する計画（交通規制中の自転車等横断対策を含む）
 - ⑦ 安全対策に関する計画
 - ⑧ ボランティア運営計画
 - ⑨ チャリティ事業に関する計画（チャリティアンバサダー等の活用を含む）
 - ⑩ 大会盛上げ事業に関する計画（大会の事前・事後イベント、大阪の文化芸術及び幅広い世代との連携、メディアの活用を含む）
 - ⑪ 協賛金確保・スポンサーセールスに関する計画
 - ⑫ マラソンEXPOに関する計画
 - ⑬ 大阪マラソンが将来にわたり、魅力的で持続的に発展していくために必要な計画及び上記①から⑫までの計画を検証する取組み
- ※各計画等については、実現可能な内容となっていること。

(3) 令和3年度大阪マラソンの大会運営費に係る収支計画・運営体制・実施スケジュールを記載すること。

(4) 受託料見積書については、仕様書記載の項目毎に小計がわかるように作成すること。

9 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（ただし、(9)及び(10)は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

- (1) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ⑧ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次の①から③のいずれにも該当しない者であること。
- ① 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」と

- いう。)
- ② 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
 - ③ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。
- (9) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の認定を受けていること（府の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、同法第9条に規定する届出書を大阪府公安委員会に提出していること。）
- (10) 平成27年4月1日以降に、幹線道路において長時間の交通規制を伴う大規模屋外イベント運營業務を受注した実績を有すること（共同企業体の構成員としての受注も含む）。

10 応募の手続き

本件に参加を希望する者は、募集要項を熟読のうえ、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 募集要項の配布及び応募書類の受付

- ① 配布期間
令和3年2月1日（月）から令和3年3月10日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時～午後5時まで）
- ② 配布場所及び受付場所
大阪マラソン組織委員会事務局 総務企画課
住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎35階
電話番号：06-6210-9317
- ③ 配布方法
上記「② 配布場所及び受付場所」で配布するほか、大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページ
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/sports/marathon/index.html>) からダウンロード可能。（郵送による配布は行わない。）
- ④ 受付期間
令和3年3月9日（火）から令和3年3月10日（水）まで
（午前10時～午後5時まで）
- ⑤ 提出方法
書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）
- ⑥ 費用の負担
応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

- ① 応募申込書【様式1：1部】
- ② 企画提案書【様式2：1部】、【様式3：10部】
- ③ 応募金額提案書【様式4：原本1部、内訳のみ10部】
- ④ 事業実績申告書【様式5：1部】
- ⑤ 共同企業体で参加の場合
 - ア 共同企業体届出書【様式6：1部】
 - イ 共同企業体協定書（写し）【様式7：1部】
 - ウ 委任状【様式8：1部】
 - エ 使用印鑑届【様式9：1部】
- ⑥ 誓約書（参加資格関係）【様式10：1部】

(3) 添付書類

- ① 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること）
- ② ア 法人登記簿謄本（1部）
 - ・ 法人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
- イ 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ウ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）
 - ・ 個人の場合に提出すること。
 - ・ 発行日から3カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - ア 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。
 - イ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）
 - ・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が45.5人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
 - ・ 本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は受付印は不要だが、到達を確認できる書類を併せて提出すること）
 - ・ 報告義務のある方のみ提出すること

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

- (5) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- (6) その他
- ① 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
 - ② 応募書類は電子媒体（CD-R等）でも提出すること。
 - ③ 書類提出後の差し替えは認めない（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
 - ④ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。

11 説明会

本件企画提案の募集に係る説明会を次のとおり開催するので、応募を検討している者は、できる限り出席すること。

- (1) 日 時
令和3年2月5日（金） 午後2時から午後3時まで
- (2) 場 所
大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎 23階 中会議室
- (3) 出席者
各社2名以内
- (4) 内 容
募集要項、仕様書等の説明及び質疑応答
- (5) 申込方法
電子メール（sportsshinko5@gbox.pref.osaka.lg.jp）でのみ受付。
【様式11】により送信すること。口頭、電話による申し込みは受け付けない。
※「件名」に【説明会：大阪マラソン業務】と記入し、送信後、必ず電話で着信の確認をすること。
- (6) 申込期限
令和3年2月4日（木）正午まで
- (7) 新型コロナウイルス感染症対策
- ・受付の際に、氏名と連絡先を申し出ること。
 - ・マスクの着用及び手指の消毒等、感染予防対策に協力すること。
 - ・発熱等の症状のある方は、出席を自粛すること。

12 質問の受付

- (1) 受付期間
令和3年2月1日（月）から2月10日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法
電子メール（sportsshinko5@gbox.pref.osaka.lg.jp）でのみ受付。
【様式12】により送信すること。口頭、電話による質問は受け付けない。
※「件名」に【質問：大阪マラソン業務】と記入し、送信後、必ず電話で着信の確認をすること。
- (3) 質問への回答
大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページ
（<http://www.pref.osaka.lg.jp/sports/marathon/index.html>）に掲示し、個別の回答には応じない。

13 審査の方法

企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施し、大阪マラソン組織委員会が設置する「大阪マラソン開催に係る企画調整・大会運営等業務（令和3年度から令和5年度まで）事業者選定委員会」による審査を行い、最優秀提案事業者及び次点事業者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、行政負担金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

(1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、評価点の最高得点者を最優秀提案事業者とする。
- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行い、プレゼンテーションの審査日時は事前に通知する。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用することはできない。
- ③ 応募者が1社の場合でも審査を行う。審査の結果、全選定委員の評価点の平均点が70点未満の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- ④ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
1 令和3年度から令和5年度大会の総合的な企画力及び実施計画の実現力	① 令和3年度から令和5年度の各年度ごとに、以下に示す重点的な取組みを具体化する企画及びその方策（スケジュール含む）が計画的であり、かつ実現可能な内容となっているか。 ア 大阪の都市魅力を国内外へ発信する取組み イ 国内外から大阪を訪れる方々に対して、「大阪の魅力（文化芸術、観光等）」を感じられる独自の取組み ウ チャリティマラソンのあり方及び具体的取組み エ 大阪マラソンを通じて、府民・市民のスポーツ参加が促進される取組み オ 大阪マラソンに関わる全ての人にとって、安全・安心な大会となる取組み	40点
	② 概算事業費の積算に妥当性があり、かつ経費を抑えるなどの工夫が見られるか。	5点
2 令和3年度大会に係る各種実施詳細計画の合理性及び遂行能力	① 各種実施詳細計画について、策定の考え方及び具体的な方策に合理性があり、かつ実現できる内容となっているか。	35点
	② 大会運営費に係る収支計画、運営体制、実施スケジュールの考え方に妥当性があり、かつ実現性が高い内容となっているか。	10点
3 価格点	① 協賛金額の提案にかかる算定式 満点（5点）×自社の提案価格／最高提案価格 ② 行政負担金の提案にかかる算定式 満点（5点）×最低提案価格／自社の提案価格	10点
		合計 100点

- (3) 審査結果
- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。
 - ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府府民文化部文化・スポーツ室スポーツ振興課ホームページにおいて公表します。なお、応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。
 - ア 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - イ 全提案事業者の名称 *申込順
 - ウ 全提案事業者の評価点 *得点順
 - エ 最優秀提案事業者の選定理由 *講評ポイント
 - オ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- (4) 審査対象からの除外(失格事由)
- 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。
- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - ② 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

14 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪マラソン組織委員会との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式10)を提出すること。誓約書を提出しないときは、契約を締結しない。
- (3) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しない。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次の①又は②のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - ② 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (5) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ① 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - ② 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。

- ③ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - ④ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - ⑤ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - ⑥ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (6) (5) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - ② 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ③ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

15 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し、遵守すること。